

法人会だより

かつしかの窓

2017
Vol.370
錦秋



Contents

平成29年度法人会と区民の集い	2~3
第20回政治経済講演会	3
葛飾企業人	4~5
葛飾税務署定期異動のお知らせ	6~7
法人会の「平成30年度 税制改正に関する提言」まとまる	8~9
第34回法人会全国大会	10

第1回税務研修会「事業・資産承継セミナー」	10
法人会レポート	11
私の受け継ぐもの	12
葛飾都税事務所からのお知らせ	13
葛飾区役所・税務課からのお知らせ	14
訃報/説明会のご案内/編集後記	15

平成二十九年 度

法人会と区民の集いが開催される

日時 ……十月二十三日

場所 ……かつしかシンフォニーヒルズ

モーツァルトホール

恒例となった平成二十九年 度法人会と区民の集いが平成二十九年十月二十三日、かつしかシンフォニーヒルズモーツァルトホールにて多数の観客参加のもと開催された。

本年度は八地域事業部のうち、一から四地域事業部が企画担当した四演目が披露されたものである。

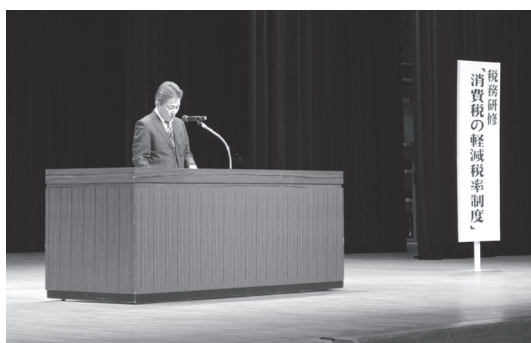
司会は大畑副会長が務め、増田副会長が開会のことばを述べ、次いで片岡会長と青木葛飾区長が挨拶をさ



れた後、第一部が始まる。

第一部として葛飾税務署寺田法人第一部門統括官による「消費税の軽減税率制度」に関する税務研修があり、第二部に入る前に、八地域事業部の全担当副会長、支部長、委員長、部会長の紹介があった。

第二部の演目は第一四地域事業部推薦の「和太鼓グループ・彩」による和太鼓演舞、続いて第二地域事業部推薦の「ブウちゃんアミーゴス」のフラメンコ、第三地域事業部推薦「岡井泰彦」氏によ



るマジックと進み、最後は第一地域事業部推薦の「山口かおる」の歌謡ショーがトリを飾った。

閉会の挨拶は中村副会長。

抽選会が宮下副会長のリードで行われ、片岡会長と矢部副会長、堀切女性部会長が抽選をし、当選のアルファベットカードのB・C・Dが会場に掲げられると歓声が上がった。



八月二十八日 鳥越俊太郎氏をお迎えして

第二〇回政治経済講演会を開催

「都議選以後、日本はどこへ向かうのか」

於 かつしかシンフォニーヒルズ・モーツァルトホール

地球温暖化対策は喫緊の課題

第二〇回政治経済講演会はニュースキャスターとして活躍した鳥越俊太郎氏を迎え盛大に行われた。

氏はまず冒頭、昨今の驚異的な自然災害にふれ、この原因は地球温暖化の進行によるものであり、この対策が遅々として進まないことに懸念を表明した。

心身の健康に心がけよう

また、日本における高齢化の進展に伴い、心身の若さを保つ秘訣は運動はもちろん、「好奇心」をもつことが大事と訴えた。自身も七〇歳を超えても「心は十八歳」と、俳句をたしなむなど、常に大いなる好奇心をもって生活していると紹介。

さらに、日本人は税金の納税者としての意識をもう少し持ち、税金の使われ方をチェックし不正をただしていくことが大切、これこそが民主主義の基本だとした。

人口減少に備えよ

最後に都政国政の行く末にふれつつ、日本最大の問題は少子高齢化問題であることを指摘。日本の経済的縮小はここに原因があるとした。

人口減少は待ったなしであり、社会保障の担い手は現在三人で一人を支える騎馬戦型であるが、すぐに一人が一人を担ぐ肩車型がやってくる。フランス、スウェーデン等の先行事例も参考に政治が主導してあらゆる手立てをつくして子どもを増やすべきだと結んだ。



度肝を抜く手技に観客もびっくり「岡井泰彦」



「和太鼓グループ 彩」勇壮流麗な和太鼓の演奏で高らかに始まる



葛飾の歌姫、「山口かおる」と観客との交流

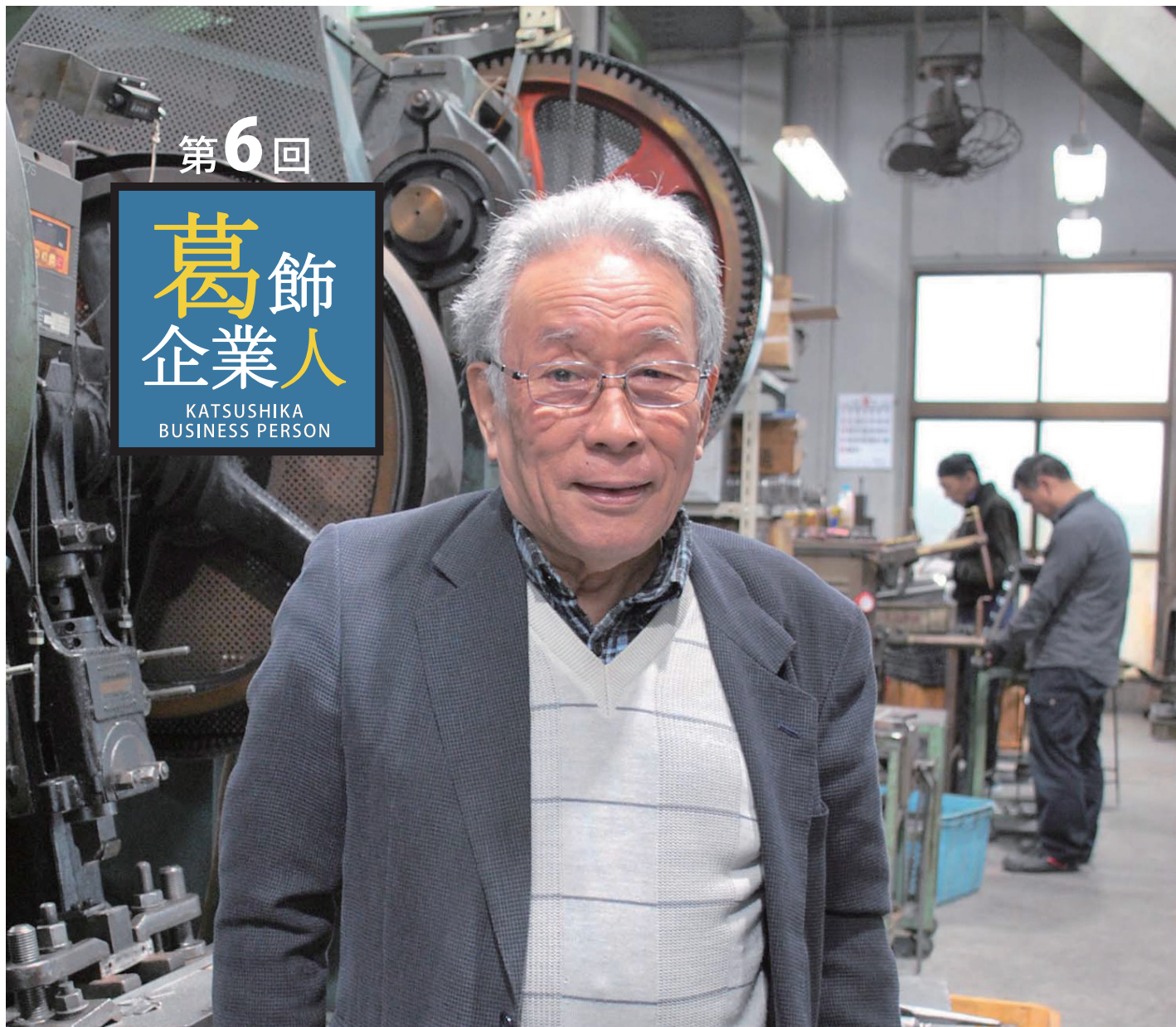


華麗な衣装とリズムカルなステップが観客の胸を打つフラメンコ「フウちゃんアミーゴス」のメンバー

第6回

葛飾 企業人

KATSUSHIKA
BUSINESS PERSON



ものづくりで行う 社会貢献

片岡金属工業株式会社

代表取締役
片岡 嘉治

全国でも2社しかない食品加工容器（リテーナー）を作る片岡金属工業。
「ものづくりは社会貢献につながる」という信念で日々コツコツと作り続けている。

Q 金属加工と言ってもいろいろあると思いますが、どういった物を取り扱っているのでしょうか？

A 金属加工のイメージは一般的には旋盤を回して車や飛行機、機械などの部品を作ったり製品を作るための金型を作ったりといったものだと思います。当社はそういったイメージとは少し異なり、主にハムやベーコンなどの加工容器（リテーナー）を作っています。

具体的にはスーパーで売っているハムやベーコンはみんな同じ形になっていますが、その形にするために肉を入れる容器を主に作っています。

Q そういう加工容器があることを知りませんでした。なかなか実際は目にする機会がない製品ですね。

A そうですね、当社が作った製品を取り扱っているのは食品加工会社だけですし、使われている場所も食品工場内だけなので一般の方が目にする機会はほとんどないと思います。

このハムなどの加工容器（リテーナー）を専業で作っているのは日本全国で当社を含めて2社ほどしかありません。いわゆる「隙間産業」です。爆発的な売り上げはありませんが、常に仕事はあり、景気にもさほど影響を受けません。そういう意味で特殊な商売と言えるかもしれません。

Q 製造業は新しい担い手がなかなか見つからないと言われていますがいかがでしょうか。

A 後継者選びや担い手の確保の難しさは製造業に限りませんが、当社のような製品を取り扱う場合は特に仕事のおもしろさを伝えることが難しいと感じています。ただ「ものづくり」を行う製造業は仕事自体が社会貢献につながります。仕事をすることで物を作り、作った物が社会のために役立つのです。

そのことをやりがいに思ってくれる方が増えれば次の世代に仕事がつながります。地道な仕事ですが、これからは無くならない、やりがいのあることだと思っています。

Q この道一筋で来られたのでしょうか。

A 当社は父が昭和38年に創業して私は二代目です。私は学校を出た後3年ほど兵庫県で別の仕事をしていました。若かったこともあり父への反発心もありました。が、父が病気になる息子が私だけだったこともあって「私がやらなければ」という使命感で会社を継いだのです。

私は畑違いの仕事からの参入でしたが、繁忙期には私も社員と一緒に機械の前に座り製品を作りました。

基本的に作業が好きなので大変だと思ったことはありませんでした。今は自ら作ることはありませんが、その時に学んだ安心安全な環境での作業の大切さは今も変わらぬ心がけています。いい物を作るにはいい環境が必要です。

Q 今後会社はどのような方向でいくと思われませんか？

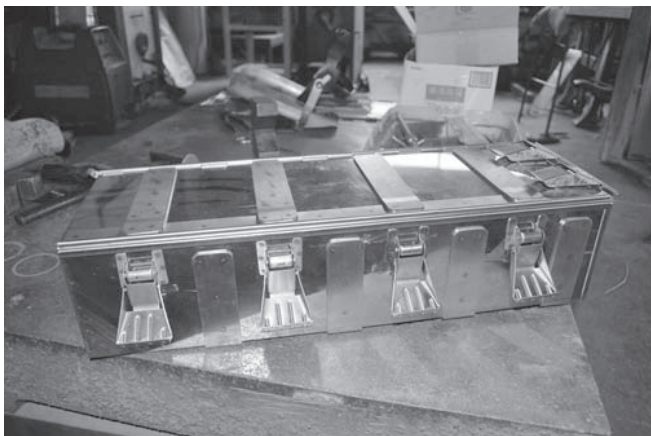
A 加工する食品が無くならない限り当社のビジネスは同じく無くなりません。しかしいつまでも同じことをくり返してはいけません。そうならないように常に新しいビジネスチャンスを探すように心がけています。

Q 最後に今後の葛飾法人会について一言お願いします。

A 葛飾法人会に入って約40年、会長を務めて3年目になります。葛飾法人会も公益団体になり、益々社会へ貢献していかなくてはなりません。ただ意外にその活動の知名度が低いのが現状です。これから会員それぞれがその活動をアピールして社会貢献事業を始め様々な活動を周囲の方々に理解していただく努力が今以上に必要だと思っています。

片岡金属工業株式会社
http://www.kataoka-k-k.co.jp/

本社 堀切8-1-10
営業所 埼玉県草加市稲荷1-12-15 TEL:048-931-6781 FAX:048-931-8065



葛飾税務署定期異動のお知らせ

新署長に三枝氏、
鈴木署長は東京派遣監督

評価官室長へご栄転

● 着任のご挨拶 ●



署長
三枝 輝雄

公益社団法人葛飾法人会の皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

片岡会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なご協力を賜っておりますことを、本誌面をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。私は、本年七月の定期人事異動で、名古屋国税局の下田税務署から転任してまいりました三枝でございます。

初任地が松戸税務署ですので、

三十五年余りの歳月をかけ、「矢切りの渡し」を渡って葛飾税務署に辿り着いたことになりました。

下田では「下田市応援大使」を委嘱されており歴史と豊かな自然を満喫してきましたが、当地でも素敵な景観と人情味あふれる下町を堪能したいと思っております。前任の鈴木署長同様よろしくお願い申し上げます。

貴法人会におかれましては、「よき経営者を目指すものの団体」として地域社会に密着した事業活動を展開されており、六十年を超える歴史と伝統のある法人会であると伺っております。

私どもが税務行政を行うに当たりましては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を達成するため、納税者の皆様のご

理解と信頼を得ながら行っていくことが重要であると考えております。

このため、e-Tax等のICTを活用し、申告・納付手段を充実させるなど、納税者の利便性向上の追求に、なお一層の努力を続ける所存であります。

しかしながら、こうした目的の達成のためには、皆様方のご理解とご協力が是非とも必要となります。今後とも、より一層の協力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、平成三十一年十月から、消費税率の引き上げと同時に「軽減税率制度」が実施されることとなりましたが、制度の円滑な導入に向けて、関係府省庁が連携して取り組みを推進していくこととなっております。葛飾税務署としまし

ても、各種説明会を開催するなど、制度の広報・周知に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

葛飾法人会の皆様方におかれましては、ご自身の準備を進めていただくほか、事業者の皆様が準備が円滑に進むよう、制度の広報・周知などにご協力いただきますようお願い、改めてお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人葛飾法人会が今後とも地域に密着した活発な活動を展開し、更なる躍進を遂げてまいりますご発展されますように、また、会員企業のご繁栄並びに皆様方のご健勝を心から祈念いたします。着任の挨拶とさせていただきます。

法人会関係署幹部のご紹介



法人課税第1部門統括官

てらだ ゆたか
寺田 裕

出身地 千葉県

コメント 3度目の葛飾署勤務も何かのご縁。窓口として精一杯頑張ります。

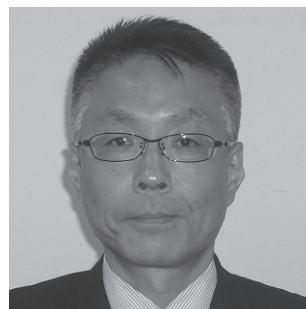


総務課長

さとう ひろこ
佐藤 浩子

出身地 埼玉県

コメント お世話になっております。前任の岩淵総務課長同様よろしく願っています。



法人担当副署長

みはら かつとし
三原 勝利

出身地 島根県

コメント 日頃より大変お世話になっております。引き続き、皆様と連携・協調して参りたいと思っておりますので、よろしく願っています。



法人課税第2部門源泉審理上席

せき たかひろ
関 孝浩

出身地 東京都

コメント 葛飾法人会の会員の皆様に源泉徴収制度のすばらしさをわかっていただけるように説明していきたいと思っております。



法人課税第1部門法人審理上席

もり かわ よしのりろう
森川 兆憲郎

出身地 山口県

コメント 3年目になりました。やり残しのないよう、引き続き頑張ってください。



法人課税第2部門統括官

すずき てつお
鈴木 哲夫

出身地 茨城県

コメント 本年も源泉所得税の窓口担当者として、頑張ってください。よろしくお願いいたします。

葛飾税務署 新名簿 (平成29年人事異動)

《平成29年7月10日現在》

役職名	平成29事務年度		役職名	平成29事務年度	
	氏名	異動元		氏名	異動元
署長	三枝 輝雄	名古屋局・下田・署長	法人第4統括官	蓑田 真一	(留任)
副署長(総)	但馬 光一	松戸・所得・指定特官	法人第5統括官	白倉 利洋	麻布・法人7・統括官
副署長(法)	三原 勝利	(留任)	法人第6統括官	市橋 直彦	局総務・情報官8・主分析官
特別国税調査官(法)	三ツ屋 達郎	東京上野・法人・指定特官	法人第7統括官	有賀 三洋	庁・広報・広報1係長
総務課長	佐藤 浩子	本所・総務課長	審理専門官(法人)	小玉 貴	(留任)
特別国税調査官(法)	山口 勉	芝・法人・特官	連絡調整官(法人)	田中 博一	(留任)
法人第1統括官	寺田 裕	市川・法人1・統括官	法人(審理上席)	森川 兆憲郎	(留任)
法人第2統括官	鈴木 哲夫	(留任)	源泉(審理上席)	関 隆博	渋谷・法人3・上席
法人第3統括官	伊藤 育輝	麹町・特情官・特情官			

法人会の「平成30年度税制改正に関する提言」まとめ

超高齢化社会に対応した社会保障制度の構築と 中小企業に税制措置でさらなる活力を！

法人会の「平成30年度税制改正に関する提言」が、9月21日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財政改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道府県連および440単体会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

1 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するため、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

○「骨太の方針2015」では、歳出面で2016年度から18年度までの3年間で政策経費の

増加額を1・6兆円(社会保

障費1・5兆円、その他0・1

兆円)程度に抑制する目安を

示した。この2年間においては

目安を達成していることから、

最終年度においても政策経費

の抑制は確実に行うべきである。

○財政健全化は国家的課題で

あり、歳入、歳入の一体的改革

によって進めることが重要であ

る。歳入では安易に税の自然

増収を前提とすることなく、

また歳出については、聖域を

設けずに分野別の具体的な削

減の方策と工程表を明示し、

着実に改革を実行するよう求

2. 社会保障制度に対する基本的 考え方

○社会保障分野では団塊の世

代すべてが後期高齢者となる

「2025年問題」がクローズ

アップされてきた。医療と介護

の給付急増が見込まれるため

で、これを「重点化・効率化」

によって可能な限り抑制し、か

つ適正な「負担」を確保して

いかなければ、社会保障制度

が立ち行かなくなる。

○少子化対策では、現金給付

より保育所や学童保育等を整

備するなどの現物給付に重点

を置くべきである。その際、企

業も積極的に子育て支援に関

与できるよう、企業主導型保

育事業のさらなる活用に向け

て検討する。なお、子ども・

子育て支援等の取り組みを着

実に推進するためには安定財

源を確保する必要がある。

3. 行政改革の徹底

○行政改革を徹底するに当たっ

ては、地方を含めた政府・議会

が「まず隗より始めよ」の精神

に基づき自ら身を削らなければ

ならない。

○国・地方における議員定数の

大胆な削減・歳費の抑制。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10%への引き上げと

同時に低所得者対策として軽

減税率が導入されることになっ

ているが、10%程度までは単一

税率が望ましいことを改めて

表明しておきたい。これまでも

指摘してきたように、軽減税

率は事業者の事務負担が大き

い。例えば、税制の簡素化、税務

○現在施行されている「消費
税転嫁対策特別措置法」の効
果等を検証し、中小企業が適
正に価格転嫁できるよう、さ
らに実効性の高い対策をとるべ
きである。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○OECD加盟国の法人実効税
率平均は約25%、アジア主要
10カ国の平均は約22%となっ
ており、我が国の税率水準は依
然として高い。今般の税率引
き下げの効果等を確認しつつ、
国際競争力強化などの観点か
らさらなる引き下げも視野に
入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税 制措置

○中小法人に適用される軽減
税率の特例15%を時限措置で
はなく、本則化する。また、
昭和56年以来、800万円以
下に据え置かれていた軽減税
率の適用所得金額を、少なく
とも1,600万円程度に引き
上げる。

○租税特別措置については、税
の公平性・簡素化の観点から、
政策目的を達したもののや適用
件数の少ないものは廃止を含め
て整理合理化を行う必要はあ
るが、中小企業の技術革新な
ど経済活性化に資する措置は、
以下のとおり制度を拡充し、

本則化すべきである。なお、少
額減価償却資産の取得価額の
損金算入の特例措置の適用期
限が平成30年3月末までとなっ
ていることから、直ちに本則化
することが困難な場合は、適
用期限を延長する。
①中小企業投資促進税制につ
いては、対象設備を拡充した
うえ、「中古設備」を含める。
②少額減価償却資産の取得価
額の損金算入の特例については、
損金算入額の上限（合計30
0万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める
中小企業は、地域経済の活性
化や雇用の確保などに大きく
貢献しており、経済社会を支
える基盤ともいえる。その中
小企業が相続税の負担等によ
り事業が継承できなくなれば、
我が国経済社会の根幹が揺ら
ぐことになる。先般、納税猶
予制度の改正で要件緩和や手
続きの簡素化などがなされた
が、さらに抜本的な見直し
が必要である。

○事業用資産を一般資産と切り
離れた本格的な事業承継税制
の創設
事業に資する相続については、
事業従事を条件として他の一般
財産と切り離し、非上場株式
を含めて事業用資産への課税を
軽減あるいは免除する制度の
創設が求められる。
○相続税、贈与税の納税猶予

制度について要件緩和と充実
上述の本格的な事業承継税制
が創設されるまでの間は、相
続税、贈与税の納税猶予制度
について要件緩和と充実を図
ることを求める。

①株式総数上限（3分の2）の
撤廃と相続税の納税猶予割合
（80%）を100%に引き上げる。
②死亡時まで株式を所有しな
いと猶予税額が免除されない
制度を、5年経過時点で免除
する制度に改める。
③対象会社規模を拡大する。

III 地方のあり方

○地方活性化には、国と地方
の役割分担を見直し、財政や
行政の効率化を図る地方分権
をさらに進めねばならないが、
同時に現在推進中の地方創生
戦略の深化も極めて重要であ
る。その共通理念として指摘
しておきたいのは、地方の自立・
自助の精神である。

○ふるさと納税制度で二部に見
られるような換金性の高い商
品券や高額または返礼割合の
高い返礼品を送付するなどの
過度な競争には問題があり、
適切な見直しが必要である。

○異常な水準にまで悪化した
我が国財政を考えると、国だ
けでなく地方の財政規律の確
立も欠かせない。とくに、国
が地方の財源を手厚く保障し
ている地方交付税の改革をさ

らに進め、地方は必要な安定
財源の確保や行政改革について
も、自らの責任で企画・立案
し実行していく必要がある。

IV 震災復興

○東日本大震災からの復興に
向けて復興期間の後期である
「復興・創生期間（平成28年度
（32年度）も2年目に入っ
ているが、被災地の復興、産業
の再生はいまだ道半ばである。
今後の復興事業に当たってはこ
れまでの効果を十分に検証し、
予算を適正かつ迅速に執行す
るとともに、原発事故への対応
を含めて引き続き、適切な支
援を行う必要がある。また、
被災地における企業の定着、
雇用確保を図る観点などから、
実効性のある措置を講じるよ
う求める。

V その他

○税の意義や税が果たす役割
を必ずしも国民が十分に理解
しているとはいえない。学校
教育はもとより、社会全体で租
税教育に取り組み、納税意識
の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームペー
ジ」でご覧いただけます。
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —

第三十四回 法人会全国大会

全国から約一八〇〇人が参加した福井大会

十月五日に福井県産業会館に於いて第三十四回法人会全国大会が開催されました。

当会からは片岡会長、中村、山本副会長、江川税制委員長、幸田財務副委員長の5名が参加しました。

第一部では毎日新聞専門編集委員の与良正男氏による「今後の政治と経済の行方」の演題で記念講演を拝聴し、第二部の大会式典では、国税局長官 佐川宣寿様の挨拶から始まりご来賓の方々の祝辞。

次に各種表彰状贈呈式を行いました。

また、税制委員長による税制改正提言の報告、青年部会による租



税教育活動の報告が行われました。その後場所を変えて福井の美味しい食事を堪能し懇親を深めました。

平成三十年 税制改正スローガン

- ・ 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方とも行財政改革の徹底を！
- ・ 超高齢化社会に対応した社会保障制度を構築するため、適正な負担と大胆な受益の抑制を！
- ・ 地域経済と雇用の担い手である中小企業に、税制措置でさらなる活力を！
- ・ 中小企業は地域経済の要。本格的な事業承継税制の創設により事業の継続を！

平成二十九年 第一回税務研修会 「事業・資産承継セミナー」

於…かつしかシンフォニーヒルズメヌエット
講師…税理士法人チエスター代表 荒巻善宏(公認会計士・税理士) 司会 大貫委員

江川委員長の開会の言葉、山本税制担当副会長挨拶の後、司会による講師の紹介を経て、始まった。

後継者の不在・不足問題は深刻

親族内に適当な後継者が居らず、承継問題を先送りにした結果、廃業や雇用喪失を余儀なくされるといふ社会的ロスが発生している。また、少子化により、六十五歳以上の経営者の家庭では子どもが二名程度が多く、遠くに住んだり、サラリーマンとして一定の役職に就いていたり、家業を継がないケースも目立つようになってきている。

現在の中小・小規模企業経営者の引退年齢は六十八歳前後と言われており、事業・資産の承継は早くからの対策が必要である。

対策は種々多様

まず、事業承継では自社株式評価が大切。自社株の評価額が高いと、後継者への生前贈与や相続が発生すると思われぬ相続負担が生ずる事となる。本セミナーでも自社株式評価済企業は三十%ほどであった。「二時的に」自社株式の評価引き下げを工夫するなど対策が必要である。

税制改正による事業承継税制を活用

企業が特定条件を満たせば納税猶予適用を受けられ、不必要な相続税対策が不要となる。非上場で資産保有・運用会社や風俗営業会社でなく、後継者が事業継続への熱意を持つ会社であれば適用になる可能性があるので会計士等に相談して活用したい。

その他、不動産の購入による相続税評価額の低下、タワーマンションの固定資産税評価の見直しなど、資産承継には種々多様な対策が考えられる。

最後に、事業・資産承継で節税以上に大切なこと、それは、①自社株式を相続する人の納税資金確保、②自社株の遺留分対策をしつかり、という二点であることを強調し締めくくった。

眞田委員の閉会の辞をもってセミナーは終了した。



法人会活動レポート

組織委員会

9月15日

会員増強推進会議



テクノプラザかつしかにおいて会員増強推進会議が開催された。今年は近藤委員長がコーディネーター、組織委員会・支部・保険会社の代表者3名がパネリストとなりパネルディスカッションを行った。

事業研修委員会

9月4日

小さな会社がYouTube動画で集客する方法



講師に高田 晃氏を迎え初心者でも安心導入から開設の入門編として、YouTubeを120%活用する方法を実践的に2時間に渡り、4つのカリキュラムで解説頂いた。

第5・6地域事業部

10月8日

中川に親しむ集い



好天に恵まれ、約5,000名の来場者で緑地公園が人で溢れました。スタンプラリーの参加者も1,000名を超え、楽しみながら学ばれる多数の親子連れの笑顔が印象的でした。スタッフは総勢320余名、来賓も青木葛飾区長をはじめ30名以上に参加頂きました。

厚生委員会

9月19日

第1回健康セミナー



定例理事会後に恒例となっている、健康セミナーを開催。「働く人と企業の健康の創造」と題し、講師に石井公一氏を迎え行われた。今までのセミナーとは違った視点の健康セミナーとなった。

女性部会

10月20日～22日

産業フェア優秀作品展示



テクノプラザかつしか入口の7.8m壁面ブースに、530枚の「税に関する絵はがきコンクール」(H28年度)の優秀作品を展示しました。あいにくの台風接近で連日雨でしたが、熱心に絵はがきを観ていかれる親子連れや、児童さん達の姿が微笑ましくうれしく思いました。

女性部会

9月14日

日帰りバス研修旅行



バス研修旅行で「東京税関情報広場」、「そなえりあ東京」、「赤坂迎賓館」、「浅草雷門」に。「そなえりあ東京」ではゲームをやり、皆さん真剣そのものでした。迎賓館は、ベルサイユ宮殿に来ているようでした。昼食は加賀屋有明店でいただき、大変好評でした。今日一日、東京にいながらフランスや加賀の気分浸れた一日でした。

立石支部

10月4日

会員研修旅行



快晴の中36名で麒麟ビアパーク取手と牛久大仏の見学に行ってきました。バスの中で税務研修と会員増強のお願いもしました。

四つ木支部

7月9日

宿泊研修会



新潟県小千谷「錦鯉の里・弥彦神社温泉」へ参加者11名にて一泊研修旅行。車内では支部長挨拶と全法連より借りた研修ビデオ2本を鑑賞しながら向かいました。「錦鯉の里」、「弥彦神社」等を観光しながら宿泊地の弥彦温泉「みのや」へ。翌日は「久保田の朝日酒造」の見学をして帰途につきました。

私の承継ぐもの

青年部会会長

齊藤 太治

今年四月より、岡部前部会長の後任として青年部会長を拝命いたしました、齊藤太治と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

創業二三四年の歴史を持つ料理屋

私の実家は柴又で「ゑびす家」という料亭を営んでおります。寅さんで有名な帝釈天の参道に店を構え、法人会のみなさまにも大変ごひいきにいただいております。創業は天明三年（一七八三年）と聞いており、私で九代目です。

さて齊藤家の正月は一年で最も忙しい時期です。おせちを食べながらゆっくりと過ごす正月は経験したことはありません。成人の日を過ぎる頃から落ち着き始め、二月に入ると三日の節分に帝釈天の豆まき。「ゑびす講」と称してお得意様に本堂でのご祈禱の後、境内の特設ステージから豆をまき、場所を移して当店でお食事とお酒をいただく、という趣向を楽しんでいただいております。

三月はひな祭り、七段飾りの雛壇を帳場の横に飾ります。四月は桜が見ごろ。店舗奥のお座敷で中庭の桜を見ながらお酒を楽しんでいただけます。

四季の移ろいをお客様に支えられ

正月の次に忙しいのが五月のGWです。端午の

節句でもあるので、鎧兜を飾ります。こちらも雛壇同様お客様にご好評いただいております。

六月は東京鰻蒲焼商組合の総会が。私どもの商いは専門店同士の横のつながりが非常に大切で、生産地とのやり取り、同業者同士の情報交換など、垣根を越えたつながりが商売を支えています。七月は何と言つても丑の日です。当店としては正月の次、GWと並ぶ繁忙期ですが、数年前よりデパートにも出店、私がそちらの担当となっているので日帰り出張の連続です。

お盆の八月は、月初からお迎えの準備や墓掃除で忙しくなります。親戚も当店に集まります。また、十五日には「寅さんを送るゆうべ」というイベントも。参道にLED電球を並べ、お盆の送り火に見立てるのです。送り火だけの参道はとても幻想的です。

九月のお彼岸はおはぎではなく、齊藤家ではなぜか赤飯を炊きます。春のお彼岸も同様です。あまり見受けられない珍しいケースと思います。

地元文化を継承し新たな歴史をつくる

十月は地元の鎮守様である柴又八幡神社の例大祭があり、葛飾区無形文化財第一号に指定されており、神獅子舞が奉納されます。私も十歳から取り組んでおりますが、稽古も厳しく、挫折す

る者もたくさんいます。今では大トリも務めさせていただいております。五十歳で引退となりますので、それまで精進して、より良い舞を奉納したいと思っています。

十一月は今年で三回目の「寅さんサミット」が開催されます。若いイベントですが、日本全国の映画のロケ地から出店の応募があり、参道の各店舗ではそれぞれのロケ地の特産品を使用したコラボ商品を開発するなど、今までにないイベントに育っております。

そして十二月は忘年会シーズン。並行して正月の仕込みやら、また忙しくなります。祖父の命日が十五日と三十一日、それだけは忘れることはありません。「忙しい」という字は心を亡くすと書きますが、そんなことがないようにと祖父母に言われている気がします。きっと怠けがちな私を毎年叱咤してくれているのでしょう。

そして本年の年末に少しの休みをいただいで、新年を迎えるので



葛飾都税事務所からのお知らせ

TEL. 03-3697-7511



12月は「オール東京滞納 STOP 強化月間」です！

～東京都と区市町村が連携し、徴収対策を集中して実施します！～

都と区市町村では、安定した税収確保と納税の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、都と区市町村が連携した広報や催告による納税推進、差押えやタイヤロック、搜索等の滞納処分など、多様な徴収対策に取り組んでいます。

【納税のご相談窓口】

税金の種類	23区内	多摩・島しょ地域
個人住民税	各区役所	各市役所・町村役場
個人事業税	各都税事務所・各支庁（島しょ地域）	
固定資産税 都市計画税	各都税事務所	各市役所・町村役場
自動車税	各都税事務所・各支庁（島しょ地域）	
軽自動車税	各区役所	各市役所・町村役場

納期内納税にご協力をお願いします！



【お問い合わせ先】 主税局徴収部個人都民税対策課 03-5388-3039

年末年始における窓口業務のご案内

年末年始における、都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所での事務の取扱いは次のとおりです。



	12月28日(木)	12月29日(金) ～1月3日(水)	1月4日(木)
都税の納税	○	×*	○
都税の申告(申請)書の受付	○	「申告書等受箱」をご利用ください。	○
証明書等の取扱い	○	×	○

○：ご利用できます ×：ご利用できません

※閉庁期間でも、金融機関等の窓口、金融機関のペイジー対応のATM、パソコン等からのクレジットカード納付、インターネットバンキング、モバイルバンキング、コンビニエンスストアではご納付いただける場合があります。詳しくは各金融機関等に直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】 所管する各都税事務所

葛飾区役所・税務課からのお知らせ

葛飾区立石5-13-1 TEL. 03-5654-8550

給与支払報告書の提出をお願いします

会社などの事業所を営んでいる方は、平成29年中に従業員に対して給与の支払いがあった場合、その従業員の平成30年1月1日現在の住所所在地である区市町村に、給与支払報告書を提出することになっています。(退職者・パートの方などすべて対象です。)

各区市町村に給与支払報告書を平成30年1月31日(水)までに、提出してください。

なお、昨年度に引き続き、所得税の源泉徴収義務がある事業主の方を特別区民税・都民税の特別徴収義務者として指定します。ただし一定の理由に該当する場合は、普通徴収とすることもできます。**その場合は該当者の給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に普通徴収切替理由を記載し、普通徴収切替理由書と併せて提出をお願いします。**

※提出書類は、税務課・税務署で配布しています。

◎提出していただく書類

①給与支払報告書(総括表)

会社名・事業所所在地・代表者名などの会社情報、税理士・会計士の情報、特別徴収・普通徴収の内訳人数、葛飾区特徴指定番号に加え、**法人番号(個人事業主の方の場合は個人番号)**の記載をお願いします。

平成29年度に特別徴収をされている事業所に、葛飾区役所から12月1日に「葛飾区提出用総括表」を送付します。必ずそちらをご利用ください。

②給与支払報告書(個人別明細書)

給与支払報告書(個人別明細書)には、従業員の住所、氏名、一年間の給与額、所得控除額、源泉徴収税額、控除の内容と金額、就職・退職年月日、生年月日、**従業員の方の個人番号**、会社の所在地、名称、**法人番号(個人事業主の場合は個人番号)**の記載をお願いします。また、普通徴収とする場合は切替理由を摘要欄に記載してください。

毎年、多くの給与支払報告書で切替理由の記載が漏れています。全て正しく記載されないと、ご本人確認ができず、正確に課税できない場合がありますので、ご協力をお願いします。

③普通徴収切替理由書

次の基準により普通徴収とする方がいる場合は、普通徴収切替理由書を給与支払報告書と併せて提出してください。

【普通徴収切替理由】

普 A	総従業員数が2人以下 (他の区市町村を含む事業所全体の受給者の人数で、以下の普B~普Fの理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数)
普 B	他の事業所で特別徴収(例:乙欄該当者など)
普 C	給与が少なく税額が引けない
普 D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない。)
普 E	事業専従者(個人事業主のみ対象)
普 F	退職者又は退職予定者(5月末日まで) (休職等により4月1日現在で給与の支払を受けていない方を含みます。)

◎提出期限は、平成30年1月31日です!

提出の際は、必ず平成30年度様式で提出してください。(様式は、葛飾区ホームページからダウンロードできます。)なお、**給与支払報告書提出後に徴収方法の変更があった場合(誤記、退職等)は、「給与所得者異動届出書」又は「特別徴収への切替申請書」の提出をお願いします。**

【提出先】 〒124-8555

葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区総務部 税務課課税担当

★電子データによる給与支払報告書の提出が義務付けられています。

給与支払報告書は、税務署へ提出すべき源泉徴収票が1,000枚以上であった事業所、または税務署へ源泉徴収票を電子データで提出することが義務付けられた事業所は、光ディスク等(電子データ)またはeLTAXで提出することが義務付けられています。詳細は、税務課課税係(03-5654-8550)へお問い合わせください。

■ 表紙のイラストについて ■



今年も残すことあと少し。

すっかり冷えてきたこの頃ですが、防寒対策をして荒川土手に行き夕陽を眺めるのもどうでしょう。いつもの姉弟もオレンジに染まった向こっかしの風景に見とれているようです。

聞けば江戸川区葛西周辺に住んでいるインド人のコミュニティでは荒川を「日本のガンジス川」と呼んでいるとか。

川の向こうに沈む夕陽の姿は万国共通なのですね。身近な風景に遠い異国の空気を感じてみるのもいいかもしれません。

イラスト：かつしかけいた

編 集 後 記

秋から冬へ

カレンダーの薄着は、しみじみ時の流れを感じさせます。ふと今年を振り返って自己を凝視しています。思い通りにならないのは世の常ですが、いや自己研鑽不足のなせる技でしょうね。

葛飾法人会「かつしかの窓」では、広報委員会の編集会議で葛藤の日々でした。本部行事の「政治経済講演会」は、都議会選挙後の社会状況を鳥越俊太郎氏に語っていただきました。「法人会と区民の集い」では、地域事業部推薦の楽しいパフォーマンスに笑顔いっぱいになりました。この時期には各地域事業部の公益事業が目白押しです。ぜひご参加下さいませ。

早い気がしますが、小誌 本年最後です。

来年こそはを胸に、広報委員会・広報誌がんばりますから。

(広報委員長 細谷政男)

計 報



当会顧問関口要蔵様（大金工業㈱代表取締役）はかねてより病氣療養中のところ11月7日ご逝去されました。享年85歳。

故人に置かれましては、昭和55年東新小岩支部長に就任され、平成元年まで務められました。平成元年から税制委員長、平成7年から副会長、平成15年5月に会長に就任され2期4年間会長を務められました。この間、当会組織の拡大並びに納税意識の高揚にご尽力されました。

ここに謹んでご報告いたしますと共に、生前の多大なご尽力に対し深謝いたし、哀悼の意を表するとともにご冥福をお祈り申し上げます。

なお、葬儀は11月13日に妙源寺正覚会館において執り行われ、多数の会葬者が列席されました。

◆ 説明会のご案内 ◆

決算法人説明会		
開催日	時間	場所
1月23日(火)	13:30~16:00	葛飾法人会館
3月1日(木)	13:30~16:00	葛飾法人会館
2日(金)		
4月9日(月)	13:30~16:00	葛飾法人会館
5月11日(金)	13:30~16:00	葛飾法人会館
新設法人説明会		
1月29日(月)	13:30~16:00	葛飾法人会館
4月12日(木)	13:30~16:00	葛飾法人会館

かつしかの窓
Vol.370

平成29年11月25日発行

発行所 公益社団法人 葛飾法人会
葛飾区立石7丁目29番2号 TEL3693-3744 FAX3693-3906
URL <http://www.katsuhou.net> E-mail: info@katsuhou.net
発行人 片岡嘉治 編集人 細谷政男

税に強くなる。

法人会に入る理由は、それだけではありません。

人脈がひろがる 社会につながる



 法人会

税のオピニオンリーダー それが経営者の団体「法人会」です。

詳しくはWEBへ

法人会

検索

